

第41号議案

蒲郡市印鑑条例の一部改正について

蒲郡市印鑑条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和3年6月11日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市印鑑条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

住民票等証明書コンビニ交付事業の実施に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市印鑑条例の一部を改正する条例

蒲郡市印鑑条例(昭和49年蒲郡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第11条の2の見出し中「専用の端末機」を「自動交付機」に改め、同条中「自ら」の次に「自動交付機(」を、「端末機」の次に「をいう。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明の申請)

第11条の3 前2条の規定にかかわらず、登録者は別に定める手数料を納付して、自ら多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他必要な事項を入力することにより、その登録を受けている印鑑の登録証明を申請することができる。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。